

平成26年10

〒163-0833 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
ミサワホーム株式会社 御中
(ご担当：企画管理本部コンプライアンス部長)

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットウ
理事長 杉浦市
(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博
事務局長 外山孝司
電話：052-265-9258 FAX：052-265-9259

再申入れ書

当団体の申入れにつき、平成26年8月6日付回答書を確かに受け取りました。
早々にご回答をいただきありがとうございます。

さて、現在、貴社は、民法（債権関係）改正を視野に、各種条項の見直しを検討されているとのことご回答ですが、条項を改訂する具体的な時期や改訂の内容については明らかとされていません。

当団体の申入れにかかる条項（38条、以下「本条項」といいます。）については、申入書で指摘したとおり、消費者の利益を害する条項として現行の消費者契約法に基づき無効である以上、民法改正の動向にかかわらず、速やかに是正されるべきものと思料いたします。

つきましては、速やかに本条項の使用を停止していただきますようお願いいたします。

なお、今後も、本条項の使用を継続し、改訂を早急にしていだけいない場合は、消費者の利益を害する条項が使用され続けることを意味しますので、当団体としては、消費者被害の防止のために差止請求訴訟を検討せざるをえません。

以上のとおり再度申入れいたしますので、改めてご検討の上、ご回答くださいますようお願い申し上げます。